

令和3年 No29

○東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

教育インキュベーションセンターの運営体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年4月28日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年4月30日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規程第16号

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程（平成31年規程第17号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部改正について

改正理由：教育インキュベーションセンターの運営体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産官学共同研究の推進 (2) 大学院教育学研究科修士課程フィールド研究プログラムの活動支援 (3) <u>コンソーシアム型プロジェクト</u>の活動支援 (4) 大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築（HATOプロジェクト）の活動支援 (5) 東京学芸大学における芸術・スポーツ分野の活動支援 (6) その他必要な業務 <p>2～4 [省略]</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 センターに<u>センター長及び専任教員のほか、必要な職員</u>を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて副センター長及び兼任教員を置くことができる。 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。 <p>[省略]</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第9条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの教員の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 <p>(組織)</p> <p>第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) センター長 	<p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産官学共同研究の推進 (2) 大学院教育学研究科修士課程フィールド研究プログラムの活動支援 (3) <u>パッケージ型支援プロジェクト</u>の活動支援 (4) 大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築（HATOプロジェクト）の活動支援 (5) 東京学芸大学における芸術・スポーツ分野の活動支援 (6) その他必要な業務 <p>2～4 [省略]</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 センターに<u>センター長及び必要な職員</u>を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて副センター長及び兼任教員を置くことができる。 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。 <p>[省略]</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第9条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの教員の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 <p>(組織)</p> <p>第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) センター長

(2) センターに所属する専任教員

(3) センターの運営に関わる外部機関関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名

(4) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
(任期)

第11条 前条第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

[省略]

(会議)

第13条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第10条第3号の委員は、第9条第2号に規定する審議事項の議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第14条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進会議)

第15条 センターに、センター業務の推進に関する事項を協議するため、次に掲げる委員をもって組織する推進会議を置く。

(1) センター長

(2) センターの専任教員及び兼任教員

(3) 学長が指名する副学長 若干名

(4) センターの運営に関わる部長、課長及び室長

(5) センターの運営に関わる学内関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名

(6) センターの運営に関わる外部機関関係者のうちから学長が委嘱する者 10名程度

(7) その他必要に応じて学長が委嘱する者

2 客員教授等は、推進会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。

3 推進会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(2) センターの運営に関わる外部機関関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名

(3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
(任期)

第11条 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

[省略]

(会議)

第13条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第10条第2号の委員は、第9条第2号に規定する審議事項の議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第14条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進会議)

第15条 センターに、センターの管理運営及びセンター業務の推進に関する事項を協議するため、次に掲げる委員をもって組織する推進会議を置く。

(1) センター長

(2) 学長が指名する副学長 若干名

(3) センターの兼任教員

(4) センターの運営に関わる部長、課長及び室長

(5) センターの運営に関わる学内関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名

(6) センターの運営に関わる外部機関関係者のうちから学長が委嘱する者 10名程度

(7) その他必要に応じて学長が委嘱する者

2 客員教授等は、推進会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。

3 推進会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 第1項第5号から第7号までの委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終事業年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター長は、推進会議を招集し、議長となる。

(所員会議)

第16条 センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。

2 客員教授等は、所員会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。

(庶務)

第17条 〔省略〕

(規程の改廃)

第18条 〔省略〕

(細目)

第19条 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

4 第1項第5号から第7号までの委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終事業年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター長は、推進会議を招集し、議長となる。

(庶務)

第16条 〔省略〕

(規程の改廃)

第17条 〔省略〕

(細目)

第18条 〔省略〕

〔省略〕